令和８年（フ）第１９３号
福島県いわき市小名浜字大道北23番地の40
ソレイユコート102
債務者　佐藤　　優
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
福島地方裁判所いわき支部

令和８年（フ）第５１０号
静岡市葵区南沼上３丁目19番21号
債務者　櫻井　哲也
1　決定年月日時　令和８年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第３５７２号
大阪市港区八幡屋２丁目12番１―304号
債務者　近藤商店こと　近藤　太郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５９３号
大阪府八尾市安中町８丁目８番３号
債務者　八木菜々花
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６００号
大阪府高槻市奈佐原２丁目８番１―101号
債務者　西澤　幸希
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９７４号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目10番18―304号、前住所大阪市浪速区敷津西２丁目１番26―1002号
債務者　松山　義幸
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２１９号
大阪府八尾市東山本新町５丁目７番22―105号
債務者　前田　尚久
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４２２０号
大阪府八尾市東山本新町５丁目７番22―105号
債務者　前田　和子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４３８５号
大阪市平野区加美正覚寺４丁目７番59号　秀和ハイツ２－Ａ号
債務者　万木　俊裕
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５３４号
大阪府大東市御供田１丁目19番27号
債務者　麻田　光美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５９３号
大阪市阿倍野区西田辺町２丁目２番13号　サンロイヤル西田辺506号
債務者　荒川　健司
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６２１号
大阪府高槻市古曽部町２丁目12番30―502号
債務者　田中眞次郎
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６８３号
大阪府守口市寺方元町１丁目２番４号　203号室、前住所愛媛県大洲市新谷甲385番地５
債務者　大原　早葵
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７１９号
大阪府豊中市小曽根４丁目26番21号
債務者　山口　廣美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４７２０号
大阪府枚方市枚方元町２番26―103号
債務者　酒井　雄飛
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４８５７号
大阪市東淀川区東中島５丁目18番21号　ファースト東中島　405号
債務者　濱口　明美
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９２８号
大阪府寝屋川市香里南之町８番４号(101号)、前住所兵庫県川西市花屋敷２丁目７番１号103
債務者　髙木美登里
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部